

多面的機能支払制度の平成28年度からの主な変更点

1. 改正の概要

- (1) 平成28年度以降の資源向上支払（長寿命化）の新規又は再認定地区に対して
 - 1) 予算の重点化を目的とした都道府県による優先認定基準の設定
 - 2) 組織の広域化等を目的とした上限額に関する新たな基準の設定
- (2) 市町村により活動を評価する仕組みの導入
- (3) 日本型直接支払三支払の推進交付金の一元化（日本型直接支払推進交付金）

2. 主な改正点

【資源向上支払（長寿命化）の上限額に関する新基準等】

- (1) 都道府県による優先認定基準を設定し、予算配分を重点化
- (2) 活動組織の広域化や、長寿命化の活動に直営施工の導入を促進するため、これらの取組がある場合はこれまで通りの上限単価での認定が可能
- (3) 一方、これらの取組がない場合、上限単価及び年交付額に関する新たな要件を下記のとおり設定※
 - ① 上限単価を平成27年度までの上限単価の5/6に減額
(ただし、広域活動組織になるための面積要件を満たす組織又は直営施工を実施する組織は除く)
 - ② 1集落あたり年交付額200万円以下
(ただし、広域活動組織になるための要件を満たす組織は除く)

[実施要綱別紙2の第6の2]

※ 広域活動組織となるための要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない組織にあっては、①平成27年度までの上限単価の5/6に対象農用地の面積を乗じて得た額、又は②保全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額、のいずれか小さい額を年交付額の上限とする。

【市町村による評価】

- 多面的機能支払から新たに追加した以下の2つの活動について、市町村が活動組織に自己評価を求め、取組の実施状況等をもとに評価する仕組みを導入
- ① 農地維持支払における地域資源の適切な保全管理のための推進活動
 - ② 資源向上支払（共同）における多面的機能の増進を図る活動

[実施要領第1の9、第2の10]

【日本型直接支払推進交付金の創設

（三支払の推進交付金の統合による交付申請の一元化）】

- 日本型直接支払の三支払の推進交付金を統合し、交付申請を一元化。
(ただし、三支払の推進交付金間の流用は不可。)

[実施要綱別紙3の第1]

資源向上支払(施設の長寿命化)の 年交付額の変更

新たに資源向上支払(施設の長寿命化)に取り組む場合※は、
年交付額を変更します。

- 交付単価は5/6を乗じた額 (例)都府県の田の場合:3,666円/10a
- 1集落当たりの上限額は200万円

※ 事業計画の変更及び活動期間満了による再認定を含みます

☞ 広域で活動する場合はメリット措置があります

- 取組面積が広域である場合は、交付単価はこれまでと変わりません。

広域で活動(例)

地 域:M県T町
取組面積:水田250ha
集 落 数:5集落

$$\begin{aligned} & \text{○年交付金の上限額} \\ & 4,400\text{円}/10\text{a} \times (250 \times 100)\text{a} \\ & = \underline{\underline{11,000,000\text{円}}} \\ & \text{(1,100万円)} \end{aligned}$$



組織の中での話し合い

☞ 広域で活動する場合でなくても、直営施工※※に取り組めば
メリット措置を受けられる場合があります

※※ 直営施工とは、対象組織の全員または一部が施設の補修等を全てまたは一部を実施することです

- 直営施工に取り組む場合は、交付単価はこれまでと変わりません。
ただし、1集落当たり上限額200万円が適用されます。

広域での活動ではないが、 直営施工を実施(例)

地 域:H県S市
取組面積:水田100ha
集 落 数:2集落

- ①交付単価の調整なし
 $4,400\text{円}/10\text{a} \times (100 \times 100)\text{a}$
 $= 4,400,000\text{円}$
- ②1集落当たり上限額200万円
 $2,000,000\text{円} \times 2\text{集落}$
 $= 4,000,000\text{円}$



農道の補修
(対象組織が実施)

→①、②のいずれか小さい額が年交付金の上限額 = 4,000,000円 (400万円)

活動評価の導入

☞ 対象組織は、これまでの取組を振り返ってみましょう。
また、その結果を地域で共有しましょう。

○ 市町村が取組の成果を評価し、助言を行う仕組みをつくりました。
対象組織は、取組の成果を振り返り、地域で共有することで、次年度以降の活動計画に生かしましょう。

① 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

② 多面的機能の増進を図る活動

① 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（例）



農業者による現地調査



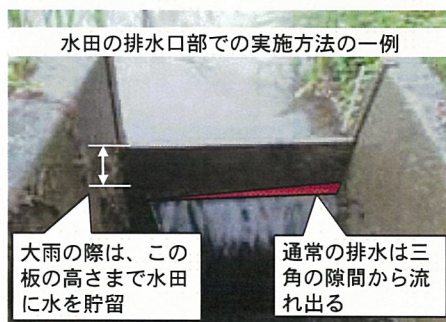
地域住民との意見交換



② 多面的機能の増進を図る活動（例）



小学生の野菜栽培体験学習
【遊休農地の有効活用】



田んぼダムの取組
【防災・減災力の強化】



田植え祭の継承
【農村文化の伝承を通じた
農村コミュニティの強化】